

新座コミュニティーセンター運営協議会規約

第1章 総則

第1条 本会は、新座コミュニティーセンター運営協議会と称し、事務所を新座コミュニティーセンター（以下センターという）内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、地域住民の交流及び公民館活動を行う施設としての、センターを管理・運営することを目的とする。

第3条 センターの管理運営はセンター運営委員会があたり、センター使用者に対して必要な指示をすることができる。細部については別に管理運営規則を定める。

第3章 会員

第4条 本会の会員は、新座地域（別表1に掲げる町内）に居住する住民とする。

第5条 本会の会員は、センターの運営に必要な経費を負担しなければならない。

第4章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 運営委員長 1名
- (2) 運営副委員長 若干名
- (3) 運営委員 若干名
- (4) 監査委員 2名

但し、副委員長及び運営委員の中から互選により庶務並びに会計係を選出する。

第7条 役員の選任は次のとおりとする。

- (1) 運営委員長は、新座振興会の会長とする。
- (2) 運営副委員長は、①新座振興会副会長、②中条地区公民館新座分館長、③新座保育園園長とする。
- (3) 運営委員は、別表1に掲げる新座地域内の区長並びに町内会長とする。
但し、運営委員会が必要と認めた場合は推薦委員を加えることができる。
- (4) 監査委員は、新座振興会の監査委員とする。

第8条 役員の任期は2ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条 役員に欠員が生じた場合直ちに補充し、その役員の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 運営委員長は会を代表し、総括する。
- (2) 運営副委員長は会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 運営委員は、管理運営規則に基づきセンターの管理運営にあたる。
- (4) 庶務及び会計係は、使用申し込みの受付・施設管理事務・会計等を行う。
- (5) 監査委員は、庶務及び会計を監査する。

第5章 会議

第11条 本会の会議は、総会及び運営委員会とする。

- (1) 総会は年1回とし、新座振興会総会開催時に行う。
但し、運営委員会が必要と認めた場合は臨時に開催することができる。
- (2) 運営委員会は、運営委員長・運営副委員長・運営委員をもって構成し、運営委員長が必要と認めた時に開催する。
- (3) 会議はすべて運営委員長が召集する。

第 12 条 会議の運営は、次のとおりとする。

- (1) 会議は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
- (2) 会議の議長は、出席者の中から選出する。

第 13 条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 年会費の額
- (2) 収支予算
- (3) 収支決算
- (4) 運営協議会規約の改廃
- (5) その他運営委員会において必要と認めた事項

第 6 章 会 計

第 14 条 本会の経費は、会費・センター使用料・委託料・補助金・寄付金・その他をもって充てる。

第 15 条 会費は普通会費とし、総会で決められた金額を各町内で分担して振興会費納入時に運営委員会に納入すること。

但し、七和会館を運営している本町 7 丁目・三和町については、当分の間、普通会費を免除する。

第 16 条 センターの使用については、原則として使用料を徴収する。

- (1) センターの使用を許可された使用責任者は、別表 2 に定める使用料をセンター使用後、直ちに運営委員会に納入しなければならない。
- (2) 次の各号に該当する場合は、使用料を免除する。
 - ① 新座振興会及びその関連団体の利用。
 - ② 十日町市の関連行事及び公民館新座分館主催の社会教育のための利用。
 - ③ 新座保育園行事による利用。
 - ④ 東小学校及び十日町中学校の PTA・後援会並びに青少年育成協議会等の利用。
 - ⑤ 新座地区体育協会並びに新座地区青年会の行事による利用。
 - ⑥ その他運営委員会が適当と認めた場合。

第 17 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 その他

第 18 条 運営委員会は、次の各号に該当するとき使用を認めないか、制限または調整することができる。

- (1) 使用目的又は内容が、公の秩序あるいは善良な風俗に反すると認められるとき。
- (2) 使用の方法が目的外の I 場合又は施設等を損傷する恐れがあると認められるとき。
- (3) 同一団体又は個人による必要以上の使用と認められるとき。
- (4) 地域住民の多数が公共・公貧的な場として使用する場合に、先約している団体又は個人に対して使用許可の変更が必要と認められるとき。
- (5) その他運営委員会が制限又は I 調整を必要とすると認めたとき。

付 則

1. 本規約は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本規約は、平成 9 年 4 月 1 日から、一部改正し施行する。

別表 1 新座地域の町名

新座第 1 区	新座第 2 区	新座第 3 区
新座第 4 区	本町 7 丁目	三和町

別表 2 センター使用料金表

単位：円

場 所	8時～12時	13時～17時	18時～22時	備 考
第 1 集会室	700 【1,000】	700 【1,000】	1,000 【1,300】	
第 2 集会室	700 【1,000】	700 【1,000】	1,000 【1,300】	
第 1 学習室	500	500	700	
第 2 学習室	500 【700】	500 【700】	700 【1,000】	
委員会室	500 【700】	500 【700】	700 【1,000】	
調理実習室	500	500	1,000	煮炊きを伴う場合
屋内遊戯場	2,000 【4,000】	2,000 【4,000】	3,000 【5,000】	

但し、

- (1) 使用料金表の【】内の金額は冬料金とし、毎年 11 月 1 日～3 月 31 日までの間適用する。
- (2) 営利又、は営業に使用する場合及び入場料を取る場合は、使用料金表の 2 倍とする。
- (3) 地域外の方の使用は、使用料金表の 1.5 倍とする。
【但し、前記 (1) 及び (2) に該当する場合は、高額の方を適用する】
- (4) 会員主催の慶弔等の場合は、使用料金表のとおりとする。
- (5) 会員主催の会合等で参加一人員の半数以上が地元会員の場合は、無料とする。
【但し、半数以上が地域外の場合は、使用料金表のとおりとする】
- (6) 政治及び宗教関係の方の使用料は全て有料とする。
- (7) 屋内遊戯場の使用については、新座保育園との協議が必要です。
- (8) その他の場合は、運営委員会で別途協議する。

以上